

マッサージに係る療養費の概要

マッサージについては、保険医療機関内で理学療法の一環として行われた場合に現物給付（療養の給付）の対象としているほか、以下のとおり医師の同意の下に保険医療機関外（施術所）で行われた場合にも療養費払いの対象としている。（償還払い）

1 受給要件

(1) 対象疾病

主として、筋麻痺、関節拘縮等に対するもの。

(2) 医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

往療を行われた場合は、別途往療の必要性に関する医師の同意が必要。

2 支給期間

特に制限なし。

3 支給基準

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 270円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 75円加算

（電気光線器具を併せて使用した場合には110円）

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 555円

(4) 往療料 1,800円

（往療距離が片道2kmを超え8kmまでの場合は2km毎に800円を加算、8kmを超えた場合は、一律に2,400円を加算）

4 請求件数等（平成23年度推計）

○ 件数 約 190万件

○ 金額 約 560億円（対前年度伸び率 8.5%）

（参考）就業あん摩マッサージ指圧師数（平成24年12月末）

約109千人

はり・きゆうに係る療養費の概要

はり・きゆうの施術については、医師の同意の下に行われた場合に療養費払いの対象としている。(償還払い)

1 受給要件

保険医療機関における療養の給付を受けても医師による適当な治療手段のない場合であって、はり・きゆうの施術による効果が期待できるもの。

(1) 対象疾患

慢性病で医師の適当な治療手段のないもの。

①主として、神経痛、リウマチ

②類似疾患(頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等)

(2) 医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

2 支給期間

特に制限なし(6ヶ月間だった支給期間を平成14年6月に撤廃)

3 支給基準

(1) はり又はきゆうのいずれか1つのみ

初検料 1,510円

施術料 1回 1,230円

(2) はり・きゆうの併用

初検料 1,560円

施術料 1回 1,500円

(3) 電気針又は電気温灸器及び電気光線器具を併施した場合

1回 30円加算

(4) 往療料 1,800円

(往療距離が片道2kmを超え8kmまでの場合は2km毎に800円を加算、8kmを超えた場合は、一律に2,400円を加算)

4 請求件数等(平成23年度推計)

○ 件数 約 249万件

○ 金額 約 352億円 (対前年度伸び率 11.7%)

(参考1) 疾患別支給額割合(平成24年10月サンプル調査)

神経痛	27.5%	リウマチ	0.8%	腰痛	39.1%
五十肩	4.1%	頸腕症候群	22.1%	頸椎捻挫後遺症	1.5%
その他	4.9%				

(参考2) 就業はり師・きゆう師数(平成24年12月末)

はり師 約101千人 きゆう師 約99千人

あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の算定について

○マッサージ 1局所につき 270円

※局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 75円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 110円加算

○変形徒手矯正術 1肢につき 555円

※対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 1,800円(2km超の往療距離の加算あり)

はり師、きゅう師の施術に係る療養費の算定について

初回	2回目以降
<p>○初検料</p> <p>①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,510円</p> <p>②2術(はり、きゅう併用)の場合 1,560円</p>	
<p>○施術料</p> <p>①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,230円</p> <p>②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,500円</p> <p>○電療料</p> <p>・電気針、電気温灸気又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算</p>	
<p>○往療料 1,800円(2km超の往療距離の加算あり)</p>	

あん摩マッサージ指圧療養費の改定について(平成25年5月)

1. 改定率 0.00%

(理由)

- ・ 前回の専門委員会において、施術者側からは近年の療養費の伸びは正当なものとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- ・ 平成24年度の診療報酬改定率が0.00%であったこと

2. 適正化すべき項目

○往療について適正化を行う

- ・ 往療料の基本額を見直し、その適正化を図る

	【現行】		【改定後】
往療料(基本額)	1,860円	→	1,800円

3. 評価を引き上げる項目

○技術料の引き上げ

	現行	引上額	改定後
マッサージ	260円	10円	270円
変形徒手矯正術	535円	20円	555円
温罨法のみ	70円	5円	75円
温罨法・電気光線器具	100円	10円	110円

4. 適正化のための運用の見直し

- 患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- 支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区別（施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別）の記載欄を設ける

5. 施行期日

- 周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。

はりきゅう療養費の改定について(平成25年5月)

1. 改定率 0.00%

(理由)

- ・ 前回の専門委員会において、施術者側からは近年の療養費の伸びは正当なものとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- ・ 平成24年度の診療報酬改定率が0.00%であったこと

2. 適正化すべき項目

○往療について適正化を行う

- ・ 往療料の基本額を見直し、その適正化を図る

	【現行】		【改定後】
往療料(基本額)	1,860円	→	1,800円

3. 評価を引き上げる項目

○技術料の引き上げ

	現行	引上額	改定後
初検料(1術のみ)	1405円	105円	1510円
初検料(2術)	1455円	105円	1560円
施術料(1術のみ)	1195円	35円	1230円
施術料(2術)	1495円	5円	1500円

4. 適正化のための運用の見直し

- 患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- 支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区別(施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別)の記載欄を設ける

5. 施行期日

- 周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。